

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 30日

滋賀県知事 殿



提出者

住 所 滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘30番地

氏 名 住友電工プリントサーキット株式会社
代表取締役社長 立田 浩

電話番号 0748-65-3400

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友電工プリントサーキット株式会社 水口事業所
事業場の所在地	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘30番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日 (上記期間の実績から判断し、生産量の変動・設備増強・製造方法変更等のあった場合、都度計画見直しを図る。)

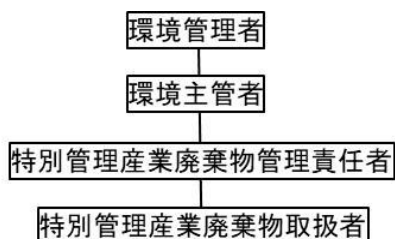
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子回路基板製造業(28)
②事業の規模	生産量 126千㎡
③従業員数	665人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 3年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	排出量	3750t	1t	527.4t	185t
	(これまでに実施した取組) ・製品の不良を低減することにより不良分に消費していたアルカリ液を削減した。 ・廃液処理装置を導入し、アルカリ液の社内処理を行う事により、廃棄物処分業者に委託する廃棄物の量を削減した。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	排出量	4800t	1t	680t	240t
	(今後実施する予定の取組) ・製品の不良低減活動等を実施し、廃棄物量削減に結び付ける。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類・廃液類:有価物を含むものは分別保管して業者に売却することにより業者への廃棄物処理委託量を削減
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も上記取組みを継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度(令和 3年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・実施事項無し				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・実施計画なし				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度(令和 3年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2088t	0t	1.8t	0t
(これまでに実施した取組) ・廃酸・廃アルカリの社内処理による減量化 ・汚泥の脱水による減量化					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2110t	0t	2t	0t
(今後実施する予定の取組) ・廃液処理装置の安定稼働に取り組む。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度(令和 3年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・実施事項無し				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・実施計画無し				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度(令和 3年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	全処理委託量	1662t	1t	525.6t	185t
	優良認定処理業者への処理委託量	1492t	1t	513t	0t
	再生利用業者への処理委託量	1555t	1t	378.5t	185t
	認定熱回収業者への処理委託量	104t	0t	132.1t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3t	0t	15t	0t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能な業者と契約し、廃棄物処理委託先での再生利用				

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	汚泥	廃プラ
	全処理委託量	2800t	1t	680t	240t
	優良認定処理業者への処理委託量	2660t	1t	660t	0t
	再生利用業者への処理委託量	2800t	1t	490t	240t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	170t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	527.4t	20t	0t
(今後実施する予定の取組)					
・委託先見直しにより、優良認定取得業者への委託割合を増やし、前年度比増を目標に取り組む。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。